

平成21年3月10日

関係団体 殿

経済産業省商務流通グループ製品安全課
製品事故対策室長 矢島 秀浩

特定保守製品取引事業者に対する長期使用製品安全点検制度の
周知徹底について

平素から、製品安全行政に関し様々のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成19年11月消費生活用製品安全法の改正により創設された長期使用製品安全点検・表示制度が、いよいよ来月4月1日から施行されます。これまで当省では周知活動として説明会の開催、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配付を行って参りました。

貴団体におかれましても、所属会員への周知媒体配布や説明会開催等、多大な御協力を賜り、制度周知が浸透しつつあります。

施行直前、改めて以下の事項につきまして、貴団体に所属する販売事業者等（特定保守製品取引事業者）に、長期使用製品安全点検制度に関する義務等の再周知をお願いする次第です。

1. 長期使用製品安全点検制度は、昨今の経年劣化による重大製品事故の発生を受け、これら経年劣化による事故の防止を図るために創設されたものです。平成21年4月1日以降に製造又は輸入される次の製品については、中古品になった場合においても、販売事業者等（特定保守製品取引事業者）に対応が求められます。対象製品は、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多いものとして定められた次の製品です。

<対象製品(特定保守製品)>

- ・屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、
- ・屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用)、
- ・石油給湯機、・石油ふろがま、・密閉燃焼式石油温風暖房機、
- ・ビルトイン式電気食器洗機、・浴室用電気乾燥機

()特定保守製品取引事業者とは、販売事業者、不動産販売事業者及び建物建築請負事業者等を指します。特定保守製品又は同製品が付属する建物の所有権を、移転させる取引を行う事業者が該当いたします。

2. 本制度においては、特定保守製品取引事業者に、以下の義務・責務が生じます。

(1) 平成21年4月1日以降に製造又は輸入された特定保守製品(製品本体等に「特定保守製品」の表示があります。)を販売する際に、購入者に対して法定説明事項を説明する義務があります。

新品の場合は、法定説明事項が記載された所有者票が製品に同梱されています。所有者票を示し読み上げて法定説明事項を説明します。中古品の場合は、所有者票がないことが想定されますので、別紙の法定説明事項を参考にして説明してください。

(2) 特定保守製品取引事業者は、購入者の承諾を得た上で購入者に代わって所有者票を送る等の方法により、特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)への所有者情報の提供に協力する責務があります。

中古品の場合は所有者票がないことが想定されますが、多くの特定製造事業者等は所有者票を紛失した場合等に対応するために代替手段を用意しています。中古品の所有者情報登録(所有者情報の変更連絡)の協力方法については各特定製造事業者等にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

3. 義務・責務の実施状況については、国・自治体が立ち入り検査により確認する場合があります。立入検査の対象となった場合には、検査にご協力ください。

< 法定説明事項 >

お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う（有償の法定点検）などの保守を行うことが求められています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者にも所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願い致します。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者にも所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。